

【 医科点数表 第2表 第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準 】

1 区分1に分類される手術	手術件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	92
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2 区分2に分類される手術	手術件数
ア 靭帯断裂形成手術等	0
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	16
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3 区分3に分類される手術	手術件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種腎移植術等	0

4 区分4に分類される手術の件数	<b>233</b>
------------------	------------

5 その他の区分に分類される手術	手術件数
ア 人工関節置換術	0
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	43
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含 む。）及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術	23
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	2
その他のもの	21
オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0
オ 経皮的冠動脈ステント留置術	62
急性心筋梗塞に対するもの	1
不安定狭心症に対するもの	11
その他のもの	50

※ 手術件数については、令和6年1月1日から12月31日までの1年間に実施したのになります。